

民事訴訟最終通告書

管理番号 平成19年 (イ) 第 00000 号

この度、貴方が運営会社ないしは契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当座会社が貴方に対して提出した訴状を、管轄裁判所が受理した事を通知致します。

支払方法、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当局は原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の確認をする機関であり当局が貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので、予めご了承下さい。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもとあなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられます。

万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ期日 本番到達後3日以内

窓口受付時間 8:30~16:30 (土・日・祝祭日を除く)

(代表番号)03-5294-4043
03-5294-4044

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

NPO法人 日本消費生活センター